

平成20年度

事業計画書

自：平成20年 4月 1日

至：平成21年 3月31日

E C O M

次世代電子商取引推進協議会

目 次

【事業計画概要】	1
【事業企画】	2
0-1. 電子タグ・電子商取引推進企画委員会	2
0-2. 安全・安心 EC 環境整備企画委員会	2
0-3. 国際標準化戦略調査タスクフォース	2
0-4. 安全・安心 EC 環境整備懇話会	2
【電子タグ・電子商取引推進グループ】	3
1-1. 電子タグ普及検討	3
1-2. 電子タグ・電子商取引情報共有ルール検討	4
1-3. AIDC 国際標準化支援	5
1-4. 産業間情報連携共通基盤整備	5
1-5. 国際相互運用性推進	6
1-6. 取引データ品質管理ガイド検討	7
【安全・安心 EC 環境整備グループ】	9
2-1. 個人情報保護推進課題検討	9
2-2. 電子署名普及促進・標準化	10
2-3. 企業間情報保護連携ガイド策定・利用促進	11
2-4. WEB セキュリティ課題検討・普及啓発	12
2-5. PKI 適正運用・利活用の促進	13
2-6. データフォレンジック活用策検討	13
2-7. 準則改定検討支援	14
【国際連携・情報交流・普及広報】	15
3-1. 国際連携	15
3-2. 情報交流・普及広報	15

事業計画概要

- (1) 企画部会の下に設置する、①電子タグ・電子商取引推進企画委員会、②安全・安心 EC 環境整備企画委員会、③国際標準化戦略調査タスクフォース、④安全・安心 EC 環境整備懇話会において、電子タグ・電子商取引推進グループおよび安全・安心 EC 環境整備グループの事業全般に関わる課題の検討および評価を行う。
- (2) 電子タグ・電子商取引推進グループでは、製品安全や環境問題等の社会的課題への対応、新たなビジネスモデルや企業価値の創造を図るため、AIDC と EDI を用いた EC による企業・業界を超えた情報連携を実現する仕組みと制度、技術と標準の確立・普及を目指し、①電子タグ普及策に関する検討、②電子タグ・電子商取引情報共有ルールの検討、③AIDC 国際標準化の支援、④産業間情報連携共通基盤の整備、⑤国際相互運用性の推進、⑥取引データ品質管理ガイドに関する検討、を行う。

安全・安心 EC 環境整備グループでは、企業間、企業・消費者間での安全・安心な EC を実現するための、個人情報や企業情報の取り扱いに関する法律、指針等の枠組み、その枠組みを遂行する運用・管理等の仕組み、その仕組みを実現する基盤・技術等の手段の確立・普及を目指し、①個人情報保護に関する課題検討、②電子署名普及促進と標準化、③情報保護に関する企業間連携ガイドの策定・利用促進、④WEB セキュリティに関する課題調査・普及啓発、⑤PKI の正しい運用・正しい利用の促進、⑥データフォレンジック活用策の検討、⑦準則改定検討の支援、を行う。

活動の成果は、問題解決の方策、ガイドライン、国際標準化提案、政府への提言等として取りまとめる。

- (3) 海外 EC 推進状況調査を行うとともに、韓国や ASEAN 諸国等との連携強化に資する事業（日韓 EC 推進協議会等）を実施する。
- (4) 会員間、政府機関等との忌憚のない情報交換・意見交換を行う情報交流会を開催する。また、ECOM 活動成果や EC に関する情報を会員および一般に広く情報提供、普及広報するため、EC のポータルサイトとして ECOM Web Site による情報発信を行うほか、ECOM セミナー、ECOM 成果報告会の開催、ECOM News、ECOM Journal の発行を行う。

【事業企画】

企画部会の下に、以下の委員会、タスクフォース、懇話会を設置し、電子タグ・電子商取引推進グループ、安全・安心 EC 環境整備グループの事業全般に関わる課題の検討および評価を行う。

0-1. 電子タグ・電子商取引推進企画委員会

製品安全や環境問題等の社会的課題への対応、新たなビジネスモデルや企業価値の創造を目的とし、AIDC (Automatic Identification and Data Capture、自動認識及びデータ取得技術) と EDI (Electronic Data Interchange) を用いた EC (Electronic Commerce) による企業・業界を超えた情報連携を実現する仕組みや制度の策定と普及を推進する電子タグ・電子商取引推進グループの事業に関わる課題の検討および評価を行う。

0-2. 安全・安心EC環境整備企画委員会

企業間、企業・消費者間での安全・安心な EC を実現する環境の整備を目的とし、枠組み(法律・指針)、仕組み(運用・管理)、手段(基盤・技術)の検討を行う安全・安心 EC 環境整備グループの事業全般に関わる課題の検討および評価を行う。

0-3. 国際標準化戦略調査タスクフォース

EC に関する国際標準化の動向の把握、検討課題の設定、戦略の検討を、関係機関とも連携しつつ行う。

0-4. 安全・安心EC環境整備懇話会

安全・安心 EC 環境整備グループの調査研究等に関連する法律、政策、事案に関する実態の調査等の課題の検討を、関係機関とも連携しつつ行う。

【電子タグ・電子商取引推進グループ】

製品安全や環境問題等の社会的課題への対応、新たなビジネスモデルや企業価値の創造を目的とし、AIDC（電子タグなど）と EDI（XML、ebXML など）を用いた EC による企業・業界を超えた情報連携を実現する仕組みや制度、技術と標準の確立・普及を推進する事業として、電子タグ普及と国際標準化、情報共有ルール策定、情報項目標準化、電子商取引データ品質管理等に関する以下の事業を実施する。

1-1. 電子タグ普及検討

(1)概 要

電子タグなどの AIDC の普及を促進するために、企業間・業界間にまたがって活用する上での課題を整理する。また、電子タグを活用する上で既存システムとのデータ連携の必要性が高まっており、次世代 EDI などとのデータ連携について検討する。さらに、先進的な活用事例をもとにしたメリット・ROI の分析を通じて、電子タグ活用のビジネスモデルを検討する。

これにより、電子タグを活用する企業にとって利益を生み出すとともに、電子タグを活かした各種サービスの出現を図る。

(2)活動内容

①電子タグに関する普及課題の整理

電子タグの普及が拡大しない現状を踏まえ、実用化に向けた技術面、運用面での課題、および普及後の課題を再整理する。課題の整理にあたっては、実証実験を行った業界を中心に、電子タグが普及していない真の理由についてヒアリングを実施する。これによって、各業界における固有課題、および業界間で共通する課題を明確にする。

②電子タグへのデータ格納方法、EDI などとのデータ連携に関する検討

電子タグへのコード番号・企業データの格納方法について整理し、ユーザ企業の電子タグ活用を促進する。また、物流・商流・決済の一体管理のために、個品管理を可能とする電子タグと、次世代 EDI などとのデータ連携について検討する。これによって企業間・業界間連携を促進し、企業活動の効率向上を実現する。

③電子タグを活用したビジネスモデルの構築

企業間・業界間にまたがるサプライチェーンを中心に、人やモノの動きを把握するツールとして電子タグを活用している先進事例をもとに、電子タグを活用する真のメリットを明確化し、ROI を分析する。さらに、コスト負担者・メリット享受者のコスト按分などを含め、電子タグ活用のビジネスモデルを構築する。

また、ユーザ企業を集めて、現場でのユースケース、適用の問題点などを収集・整理し、ベスト・プラクティスを共有する。

さらに、活用事例から業界ごとのルール化を進め、必要に応じて国際標準化提案を行う。

(3)活動計画

①実施体制

電子タグ等を活用しユーザ企業にソリューションを提供できる会員企業および家電・自動車などのユーザ会員企業のメンバーからなるワーキンググループを組織し活動する。

②実施計画（3年間で予定）

平成 20 年度：

- 1)電子タグ普及課題の整理
- 2)電子タグと次世代 E D I の連携における課題の調査
- 3)電子タグ活用の R O I 分析、およびビジネスモデルの検討

平成 21 年度：

- 1)電子タグ普及課題の解決手段検討
- 2)電子タグと次世代 E D I の連携の課題解決手段の検討
- 3) 電子タグ活用によるビジネスモデル検証のための実証実験 1

平成 22 年度：

- 1)電子タグ活用におけるビジネスモデル検証のための実証実験 2
- 2)電子タグ普及活動の評価

1-2. 電子タグ・電子商取引情報共有ルール検討

(1)概 要

従来からの EDI にはデータ交換協定書のひな形が既にあり、ほとんどの業界標準でも業界の慣行や製品特性を反映したデータ交換協定書のひな形が提供されており、これらの間での情報の共有は行われているが、これらのカバーする範囲は動脈系の商取引に限られているのが実情である。トレーサビリティおよび製品安全の確保など消費者の信頼を確保するためには、静脈系も含めた情報共有が喫緊の課題となっている。例えば、最終製品の製造メーカーから保守・修理・解体処理等の事業者への製品安全に関する情報提供および、保守・修理・解体処理等の事業者から最終製品の製造メーカーへの製品事故情報の提供等を円滑に行うことにより、製品の安全・安心を向上し、企業・消費者双方にメリットをもたらすことができる。

そのため、動脈系、静脈系を通して、企業間の情報共有を円滑に推進するための企業間情報共有協定書（ルール）策定のための指針を検討する。

(2)活動内容

- ① 企業間情報共有協定書（ルール）策定のための指針
- ② 直接の取引関係に無い企業間（動脈系企業と静脈系企業）の情報共有協定書作成方法の確立
- ③ 情報共有協定書の必要性に対する啓発

(3)活動計画

①実施体制

ECOM 会員企業の企業法務部門などのエキスパートや法律家をメンバーとするワーキンググループを組織し活動する。

②実施計画（3 年間で予定）

- 平成 19 年度：企業間情報共有協定書の初版を作成
平成 20 年度：実用化に向けブラッシュアップ、試行
平成 21 年度：普及啓発

1-3. AIDC 国際標準化支援

(1)概 要

①電子タグの国際標準化に向けて、関係団体間の調整とユーザ企業（主として ECOM 会員企業）からの意見反映、②業界における国際標準化対応への検討支援、のために、ISO/IEC/JTC1/SC31 国内対応委員会、物品識別委員会等に参加するとともに、電子タグ国際標準化戦略委員会への協力・支援を行う。

ECOM で行われる電子タグ・電子商取引推進企画委員会、国際標準化戦略調査タスクフォース等で ECOM 会員企業からの意見を収集し、上記活動に反映する。

(2)実施体制

ワーキンググループは設置せず、ECOM 事務局（主席研究員）が、適宜 ECOM 会員からのヒアリングや意見交換を行って、関係団体の委員会に参加し対応する。

1-4. 産業間情報連携共通基盤整備

(1)概 要

わが国における EC は、企業グループや業界ごとに普及し、それぞれ企業グループや業界における生産性を向上させてきた。国際競争力をさらに向上させるために、既存の取引相手とだけでなく組織を超えた資源の有効活用や労働生産性の向上が求められる。

特に、製品安全や環境問題等の社会的課題への対応、新たなビジネスモデルや企業価値の創造を実現するためには、製品の製造から利用、廃棄までの広範囲に渡る情報の連鎖と、その情報を必要とする組織間での意味情報の共通理解が必要である。この情報連鎖の中にはいろいろなレベルの企業・組織が含まれ、中小企業もその情報連鎖の一員である。このような情報連鎖や情報共有の実現には、より広い範囲で次世代 EDI 標準に基づく業際および中小企業対応 EC の確立が必要とされる。

このため、企業・業界・国境を超えて情報共有が実現できる、業際および中小企業対応 EC を含めた情報経済社会基盤の枠組み（企業間業務連携モデル、製品情報共有モデル）を検討し、情報システムインフラ整備の課題検証とその解決方針の策定を図る。

このことにより、異なる業界標準を採用している企業とも容易に EC が可能となり、また、企業間情報共有モデル準拠の ASP 等を介して、中小企業においても異なる業界標準に対応する複数の取引先と低コストで情報交換することが可能となる。

また、各種の共有データベース（化学物質、部品カタログ、製品履歴等）を参照することが可能となり、個々の企業が過大なコストを負担することなく、安全・環境に対応した製品の開発から廃棄までのライフサイクル管理が可能となる。

さらに、日本の企業・業界の要件に基づく電子商取引の共通基盤モデルの国際標準化を実現することで、国際標準に基づく日本企業先導型のグローバルビジネスモデルを実装し展開することが期待される。

(2)活動内容

①共通基盤モデルの整備

企業間取引業務（受発注・出荷納入・請求支払）を電子的にシームレスに実行できる企業間業務連携モデル、および製品ライフサイクル全体を通じて、環境問題、製品安全に係る製品仕様や履歴に関わる情報が業界を超えて共有できる製品情報共有モデルを策定し、わが国産業界の合意を図りつつ、国際的な共通基盤の確立に向け、国際標準化の提案を行なう。

②共通基盤構築ガイドの策定

共通基盤モデル、および当該モデルで参照する要素技術（業務プロセス定義手法、業務情報定義手法等）について総合的な構築ガイドを策定し、産業界での実証を支援する。

(3)活動計画

①実施体制

ECOM 会員および電子商取引モデルと情報モデルに係る有識者をメンバーとするワーキンググループを組織し活動する。

産業界における実証においては、JEDIC 会員団体の協力を得る。

②実施計画（3年間で予定）

平成 20 年度：

- 1)共通基盤モデルの産業界における合意
- 2)共通基盤要素技術（コンテキスト手法）標準化推進
- 3)共通基盤国際標準化プロジェクト提案

平成 21 年度：

- 1)共通基盤構築ガイドの策定
- 2)共通基盤モデルの実証
- 3)共通基盤国際標準(日本案)提案

平成 22 年度：

- 1)実証に基づく共通基盤構築課題検討
- 2)共通基盤構築ガイドの改訂
- 3)共通基盤国際標準(日本案)成立

1-5. 国際相互運用性推進

(1)概 要

次世代 EDI（ebXML、RosettaNet、Chem eStandard 等）に関する規格は出揃い、対応するソフトウェアの品揃いも進みつつある。また、国連傘下の EDI 推進機関である UN/CEFACT においては、ebXML 規格に基づく標準情報項目の整備が着々と進められている。一方、わが国およびアジア各国においては、このような整備に先行してインターネットと XML により独自に次世代 EDI 化を図る企業・業界が現れてきているが、現時点ではそれらの間での次世代 EDI の相互運用性は確保されていない。

このため、アジア各国と連携し、国際標準とハーモナイズした情報項目の整合化を行って、アジア地域で共有できる情報項目辞書の整備を行うとともに、ebXML を含む Web サービスの相互接続性を確保する。このことにより、日本主導による国際標準の確立を図るとともに、アジア地域を中心にグローバル EC の推進とビジネス展開に資する。

(2)活動内容

①情報項目標準化の推進

わが国を含めアジア各国における情報項目ニーズに対応して、eBusiness アジア委員会の場を活用して整合化を進めるとともに、国連 CEFACT に提案し国際標準への展開を図る。

②情報項目辞書の整備

わが国およびアジア地域において情報項目を整合化するための手続きを整備し、その手続に則っ

て整備された標準情報項目を共通辞書として提供する。

③Web サービス相互運用性の推進

ebXML メッセージングサービスを含め、国際電子商取引 IT 基盤の相互運用性を促進するため、それらのソリューションを提供するベンダーの協力の下に相互接続試験をコーディネートし、提供ソリューションの相互運用性の認証を行なう。

(3)活動計画

①実施体制

ECOM 会員、協力 IT ベンダーおよび有識者によりワーキンググループを組織し活動する。

②実施計画（3 年間で予定）

平成 20 年度：

- 1) 日本・アジアからの標準情報項目提案
- 2) 情報項目整合化手続の制定
- 3) Web サービスリライアビリティ、Web サービスセキュリティの相互接続試験

平成 21 年度：

- 1) 日本・アジアからの標準情報項目提案（継続）
- 2) 共通辞書サービス提供実験
- 3) ebXML V3 相互接続試験

平成 22 年度：

- 1) 日本・アジアからの標準情報項目提案（継続）
- 2) 共通辞書サービス提供体制整備
- 3) 電子商取引基盤としての SOA 相互接続試験

1-6. 取引データ品質管理ガイド検討

(1)概 要

通常の取引で取り交わす EDI データに関しては、それ自身の品質管理が施されておらず、これまで直接取引が少なかった業界や業界を超えた新たな企業との間で電子商取引を普及するには、取引データの信頼性すなわち品質管理の向上が必要となる。何時、誰が、何を施したかの履歴を含めデータの品質管理を実現させることにより、データの利用者にとって、信憑性の高い情報を得ることが可能となる。

このため、企業・業界を超えた電子商取引において、品質管理が施されているデータの交換が行える仕組みを検討し、信頼性の高いデータ交換の普及を図る。

(2)活動内容

- ①取引データ品質管理の要件定義
- ②取引データ品質管理の仕組みを規定
- ③取引データ品質管理のガイドラインの策定

(3)活動計画

①実施体制

ECOM 会員および電子商取引モデルと情報モデルに係る有識者をメンバーとするワーキンググループを組織し活動する。

②実施計画（3 年間で予定）

平成 20 年度：

- 1)取引データ品質管理の要件設定
- 2)取引データ品質管理の国際標準調査
- 3)取引データ品質管理国際標準化プロジェクト提案

平成 21 年度：

- 1)取引データ品質管理ガイドの策定
- 2)取引データ品質管理の実証
- 3)取引データ品質管理国際標準(日本案)の作成と提案

平成 22 年度：

- 1)実証に基づく取引データ品質管理の課題検討
- 2)取引データ品質管理ガイドの改訂
- 3)取引データ品質管理国際標準(日本案)成立

③その他

TC184/SC4（STEP）国際対応委員会と連携し、その技術支援を受ける。

【安全・安心EC環境整備グループ】

企業間、企業・消費者間での安全・安心な EC を実現するための、個人情報や企業情報の取り扱いに関する枠組み(法律・指針)、その枠組みを遂行する仕組み(運用・管理)、その仕組みを実現する手段(基盤・技術)の確立・普及を推進する事業として、EC における個人情報保護、電子署名、情報セキュリティ等に関する以下の事業を実施する。

2-1. 個人情報保護推進課題検討

(1)概 要

わが国では、2005 年 4 月に個人情報保護法が施行され、事業者の中で個人情報保護の重要性が高く認識されるとともに安全管理対策も飛躍的に向上した。しかしながら、漏洩事故・事件は依然として高水準（昨年の流出個人情報件数は 2,223 万人で対前年比 2.5 倍：JNSA 調べ）にあり、安心・安全な EC 環境が実現されつつあるとは言い難い。同時に「保護法」に対する「過剰反応」「過少反応」も散見され、法改正を求める声も多い。

その一方で、インターネットを利用した情報の流通はとどまるところなく広がり、これに伴い、全世界的に個人情報保護体制に関する整備気運が高まりつつある。このような状況のもとで、APEC においても、2004 年 11 月に採択したプライバシー・フレームワークの実証プロジェクトが具体的に動き始めようとしている。

このため、暗号化の推進やより適切な個人情報保護に向けての課題の検討を行うとともに、グローバル化に対応した個人情報保護のあり方について検討する。

(2)活動内容

①暗号化の推進

EC 事業の展開に個人情報（主に電子媒体）の活用は必須であり、暗号化技術を利用することにより漏洩リスクの大半は回避できるため、経済産業省は 2007 年 3 月のガイドライン改訂で暗号化・秘匿化対策に一定の評価を与えている。これらの対策を一層促進させるため、事業者の指針となる活用チェックリストの整備や暗号化・秘匿化実践度の定量的把握手法開発などの諸施策を検討し、その啓発を行う。暗号化の推進により実被害発生を抑制でき、EC 社会の安心・安全を底上げすることができる。

②越境に関する自主ルールの策定

海外動向（欧米・アジア諸国等）を注視しながら、企業のグローバル化に見合った個人情報保護自主ルール(グローバルプライバシーポリシー等)の策定を推進し啓発していくほか、前項の APEC 実証プロジェクトについても協力していく。国際的なプライバシールールの整備等を通じてグローバル社会の一員としての責務を果たし、わが国企業の円滑なグローバルビジネスの展開を支援する。

③法改正等に向けた制度検討と情報発信

今後予想される保護法、省庁ガイドライン等の改正に際し、民間部門の意見集約と情報発信を行い、個人情報保護ルール整備に向けた貢献を行なう。本活動により保護法に対する「過剰反応」「過少反応」を解消し、かつ海外諸国からも受け入れられる個人情報保護環境の実現を目指す。

(3)活動計画

①実施体制

ECOM 会員および有識者（学界、法曹界ほか）をメンバーとするワーキンググループを組織し活動する。

②実施計画（当面 1 年間を予定）

当面 1 年間を期限として前項の活動に取り組み、随時、セミナー、サイト掲示、パブリシティ、活動報告書を通じて広報活動を行っていく。2 年目以降についてはその都度活動内容、方法を見直すこととする。

2-2. 電子署名普及促進・標準化

(1)概 要

平成 12 年の電子署名法施行以来、当初関係者が予想していたほどには電子署名の普及は進んでいない。ユーザからみて電子署名を利用する環境が未だ整っていないことが、普及が進まない大きな要因の一つであり、その環境を整備するためには様々な標準化を促進することが必要となっている。

これまで、電子署名の普及の一環として、長期署名プロファイルの標準化とそれに関連する電子記録の保存の問題に取り組んできた。平成 20 年度は、引き続き、これらの活動を行なう他、電子署名を利用する EC アプリケーションについて調査を行うとともに、新たに電子証明書のプロファイルの標準化に向けた調査を行う。

現状では、業界によって必要とする属性情報が異なるためにプロファイルの標準化が困難となっており、このため、ユーザは利用目的ごとに電子証明書を取得せざるを得ず、利用の拡大を妨げる大きな要因となっている。

この解決策の一つとして、個人を特定するための統一した番号（統一的 ID 番号）の採用が考えられる。すなわち、関係する業界間で統一 ID 番号を採用することにより、証明書を標準化することができ、この統一 ID 番号を使って属性情報をアプリケーションの中で参照することが可能となる。

その際、統一 ID 番号を用いるため、仮にひとつの業界でこの番号が漏洩した場合に、その影響が他の業界にも波及するという危険性がある。この危険への対処を図ったのが、オーストリアの ID 管理方法（セクトラルモデル）であり、同国の「電子署名法」には、その技術、運用、罰則などが定められている。この管理方法を用いることにより、一箇所で ID 番号が漏れても他への波及を回避することが可能となる。

そこで、このセクトラルモデルをベースとした技術・運用方法および導入の可能性について検討を行い、証明書の標準化と、それに伴う電子署名の普及に資する。

(2)活動内容

①長期署名フォーマットの国際標準化

ETSI/ESI の会議に参加し、ECOM 作成の長期署名フォーマットに関する JIS（今年 3 月に JIS 登録）を提案して ETSI 標準とするとともに、引き続き ISO に提案し国際標準化を図る。

②電子記録の保存

中小企業を含む民間会社に対して文書の電子管理についてヒアリングを行い、電子データの長期保存に関する課題の分析を行う。

③証明書プロファイルの標準化

- ・オーストリアにおける、導入時の代表的反対論、克服した課題、について調査を行うとともに、今年導入しようとしているドイツについても同じ項目について調査を行う。
- ・わが国において、オーストリアの電子政府法のような方式の導入が可能かの調査、検討を行う。

④電子署名を利用する EC アプリケーションの検討

これまで、電子政府WGで進められてきた G to B,C に加え、電子決済など B to B も含む、電子

署名を利用する EC アプリケーションについて、単に技術面だけでなく運用面、法律面についての調査を行い、その構築・運営にかかるガイドラインを作成する。

(3)活動計画

①実施体制

ECOM 会員および有識者によるワーキンググループを組織し、欧州 ESTI、独 Fraunhofer Fokus、オーストリア A-SIT や日本のタイムビジネス協議会とも協力して活動する。

②実施計画（3 年間で予定）

平成 20 年度：

- 1)長期署名プロファイルの ETSI 標準化
- 2)電子記録の保存実態調査
- 3)証明書プロファイル標準化状況調査
- 4)電子署名を利用する EC アプリケーションの整理と課題の抽出

平成 21 年度：

- 1)長期署名プロファイルの国際標準化
- 2)電子記録長期保存運用ガイドライン作成
- 3)証明書プロファイル標準化指針作成
- 4)電子署名を利用する EC アプリケーションの課題の分析とガイドラインの作成。

平成 22 年度：

- 1)長期署名プロファイルの国際標準化
- 2)電子記録長期保存運用ガイドライン作成
- 3)証明書プロファイル標準化案作成
- 4)電子署名を利用する EC アプリケーション構築・運営ガイドラインの作成。

2-3. 企業間情報保護連携ガイド策定・利用促進

(1)概 要

情報セキュリティ対策は、大企業を中心に各種の法律・ガイドラインや各種の関連団体の活動によって整備が進んできたが、中小、零細な企業では十分な対応や対策ができておらず、個人情報（顧客情報）だけでなく、営業情報（設計図面など）が流出するというケースも起きている。

個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドラインの改正が本年 2 月に行われた。その主な内容は、委託先に対する必要かつ適切な監督内容の明確化であり、「委託先を適切に選定すること、受託者との間で必要な契約を締結すること、受託者における委託された個人データの取扱状況を把握すること」、があげられている。

先進的な情報保護（情報セキュリティ対策）を行う企業（委託者）では、様々な情報保護の運用・管理の調査項目を多数有しており、監督内容の明確化が厳密になればなるほど、異なる業界の業務を受託する企業、特に中小、零細な企業は、調査項目に回答することさえも困難な状況に追い込まれる。

こうした状況を踏まえ、電子商取引分野において、委託者が受託者に対する調査項目や要求する契約項目の意味に対する共通理解を醸成し、情報保護における委託者と受託者での役割分担を明確化し、企業間が連携した情報保護を行うことによって、安全・安心 EC 環境の整備を推進し、中小企業、零細企業を含む産業界の情報セキュリティの底上げに資する。

(2)活動内容

①委託先に対する個人情報保護の調査項目のヒヤリングと整理

異なる業界で先進的な情報保護を行う企業が委託先へ最低限行う調査項目を集め、その調査項目の意味と受託者が回答を行う上での判断基準を整理する。

②委託先に対する情報保護の調査項目のガイドの作成

その調査項目の意味と回答基準の整理で得られた知見をもとに、共通した安全・安心 EC 環境の整備として公開できるものをガイドとしてまとめる。

③啓発資料としてパンフレットの作成

電子商取引を利活用する関連企業、中小企業、零細企業への啓発資料としてパンフレットを作成する。

(3)活動計画

①実施体制

先進的な情報保護を行う ECOM 会員、中小企業、零細企業でも実現できる仕掛け、仕組みを検討・提供できる ECOM ベンダー会員によりワーキンググループを組織し活動する。

②実施計画（2年間で予定）

平成 20 年度：委託先に対する個人情報保護を中心とした調査項目のヒヤリングと整理

平成 21 年度：委託先に対する個人情報保護を中心としたガイドとパンフレットの作成

2-4. WEB セキュリティ課題検討・普及啓発

(1)概 要

近年、大半の日本企業が Web サイトを開設していることから、消費者が Web アプリケーションに接する機会が多くなっている。一方で、SQL インジェクションやクロスサイトスプリクティング等、Web アプリケーションの脆弱性を悪用する事例が後を絶たない。こうしたことが、ネットショッピング等の EC サイトが確実に増加してきている中、高齢者、若年者等の低 IT リテラシ層への EC 拡大の大きな阻害要因となっている。このため、Web アプリケーションの脆弱性悪用事例の収集・分析を通して、Web 作成時の留意点や悪用された場合の被害に関する判断基準を作成し、安全安心な Web アプリケーションの運用、利活用を推進する。

(2)活動内容

①Web アプリケーションの脆弱性悪用事例の収集・分析

Web アプリケーションの脆弱性悪用事例を収集し、脆弱性やアプリケーションの種別毎に、Web 作成時の留意点や悪用された場合の被害に関する判断基準を作成し、安全安心な Web アプリケーションの運用、利活用を推進する。

②企業の Web 担当者に対する脆弱性対策の啓発

上記①について、Web サイト製作の発注（製作）時等に留意すべき点をガイドにまとめ、企業の Web 担当者に安全・安心な Web サイト作りを啓発していく。

(3)活動計画

①実施体制

ECOM 会員メンバーによりワーキンググループを組織し活動する。その他、必要に応じて有識者から事例のヒアリング等を行う。

②実施計画（2年間の予定）

平成 20 年度：事例の収集・分析

平成 21 年度：企業の Web 担当者に対する脆弱性対策の啓発

2-5. PKI適正運用・利活用の促進

(1)概 要

PKI は、金融機関やカード決済を使用する EC サイト等において、「なりすまし」や「改ざん」、「盗聴」、「契約行為の事後否認」等の防止目的で幅広く利用されている。その一方、期限切れの証明書や自分自身で作った証明書の利用を肯定する EC サイトや、「なんちゃって CA(無許可ではないが、信用できない認証局)」が数多く存在し、いつ経済犯罪に結びついてもおかしくない状況にある。これらは、PKI が多数の技術の組み合わせで構成されており、かつインフラであることから、理解しにくい一面があることに起因すると考えられる。今後、EC の更なる発展のためには、PKI の正しい運用・利活用方法の導入促進を図るとともに、こうした知識を高齢者、若年者等の低 IT リテラシ層にまで提供し、運用者・利用者双方の PKI に対する理解を深める必要がある。

(2)活動内容

①PKI の調査

PKI について、正確な知識の取得ならびに誤った利用事例の調査・分析を行う。

②システムの運用者・利用者双方に対する正しい PKI の運用・利用方法の啓発

上記①について、実運用面での具体的な適用方法ならびに利用方法を、簡単に理解できるレベルに落とし込み、ガイドブック等にまとめて、正しい PKI の運用・利用につなげる。

(3)活動計画

①実施体制

ECOM 会員のメンバーによりワーキンググループを組織し活動を行う。その他、有識者から PKI やその運用事例に関するヒアリング等を行う。

②実施計画（2年間の予定）

平成 20 年度：PKI の調査

平成 21 年度：正しい PKI の運用・利用方法に関するガイドブック等の作成

2-6. データフォレンジック活用策検討

(1)概 要

近年、ネットを介した情報漏洩事故や詐欺事件について、訴訟にまで発展するケースが増えてきている。特に EC 系では、なりすましやフィッシング詐欺、顧客情報の漏洩等の大きな金額の訴訟につながるインシデントが増大している。また、これらのインシデントは、外部のほか内部犯行のケースも多く発生しており、EC 企業は、取引データや顧客情報の保管状況、アクセス状況等、運用の正当性を証明するデータをいつでも提示できるようにしておく必要性に迫られている。このような中、データ解析の手法としてデータフォレンジックが脚光を浴びつつあり、この手法によるデータの保全・調査・解析する方法について調査研究を行い、EC への利活用を図る。

(2)活動内容

①データフォレンジック手法の調査・研究

運用ログなどから不正行為などの痕跡や証拠となるデジタルデータを科学的手法(ハードウェ

ア・ソフトウェア)により保全・調査・解析する方法について調査・研究を行う。

②企業のシステム担当者に対するデータ保全方法の啓発

上記①について、実運用面での具体的な適用方法等の討議を通じ、保全すべきデータとその解析方法についての検討を行い、データフォレンジックに関する見識を高める。

(3)活動計画

①実施体制

ECOM 会員メンバーによりワーキンググループを組織し活動する。その他、必要に応じて有識者から事例のヒアリングを行う。

②実施計画（1年間の予定）

平成 20 年度：手法の調査・研究とデータ保全方法の啓発

2-7. 準則改定検討支援

(1)概 要

平成 18 年度電子商取引に関する実態・市場規模調査によると平成 18 年のわが国の電子商取引の総額は 147 兆円(狭義の BtoB EC)となっている。一方、IT 利活用の推進を目的とした立法が近年数多くなされたものの、電子商取引の態様によっては立法がなされていない分野が存在する。

こういった分野では、既存法を元に適用の検討がなされるが、多くの法は IT 登場以前に制定されていることから IT を想定した内容とはなっていない。したがって、斬新な電子商取引モデルとなればなるほど法的な評価が不明となる。そこで現在実施されている電子商取引の実態や、構想されている電子商取引モデルについて、既存法がどの様に適用されるか不明となっている分野の調査を行い、併せて既存法がどの様に解釈されうるかについての調査を行う必要がある。

平成 19 年度に引き続き、経済産業省産業構造審議会（情報経済分科会ルール整備小委員会）において「電子商取引等に関する準則」の改訂作業が行われる場合には、その支援を行う。実際のビジネスの視点から電子商取引に関する法的問題全般について、「電子商取引等に関する法的問題検討会」等において調査研究し、準則改訂の支援を行う。

(2)活動内容

電子商取引に関連するあるべきルールについて検討を行うために、下記調査の支援を行う。

- ・ 電子商取引の実態について、電子商取引事業者・学者・実務家・弁護士等の司法関係者などの協力を得て調査を行い、当該モデルに関連して法的解釈が不明となっている分野の調査の実施。
- ・ 上記の調査の結果得られた分野について、既存法がどの様に適応されうるかについて、法学者・弁護士などの協力を得て調査を実施。

ECOM のこれまで培ってきた視点を同調査および準則改訂に反映することにより、安全安心 EC 環境の整備と EC の利用拡大に資する。

(3)活動計画

①実施体制

ワーキンググループは設置せず、ECOM 事務局（主席研究員）が、適宜 ECOM 会員へのヒアリングや意見交換を行って準則改訂を支援する。

【国際連携・情報交流・普及広報】

3-1. 国際連携

(1)概 要

国境を越えて行なわれることが当然となっている EC では、EC 技術の標準化や各国の商習慣、法制度との協調が極めて重要である。このため、EC に関する国際協調・コミュニケーションを図り、国際的にハーモナイズされた EC 技術や標準の普及促進を行うことによりグローバルビジネス環境の整備に資する。

(2)活動内容

ECOM と韓国 KOEB (韓国電子取引協会) が主催する「日韓 EC 推進協議会」を引き続き開催し、EC の推進に係る意見交換および両国で協調して取り組むべきテーマや課題等について議論する。また、両国政府レベルで行なわれる「日韓 EC 政策協議会」、「日韓 EC 法律専門家ラウンドテーブル」等の開催を支援する。さらに、わが国の EC 関連技術や制度等の最新の情報に関して、韓国等で開催される展示会・講演会への参加・研究員の派遣による紹介を行うほか、日韓、日中等の二国間の枠組みを越え日中韓等の複数国、ASEAN 諸国との情報交換を図る。

①国際連携活動

日韓連携

- ・ 日韓 EC 推進協議会事務局活動

日韓 EC 推進協議会を KOEB と共同開催するとともに、そのための企画・調整を行なうほか、日韓 EC 政策協議会・日韓 EC 法律専門家ラウンドテーブル開催の支援を行なう。

- ・ 韓国 KOEB 主催事業 (Forum への講師派遣、視察団受け入れ等) への協力
- ・ 日韓 RFID/Traceability 情報交流会の推進

その他アジア各国との連携

- ・ 中国・ASEAN 諸国との連携活動 (対応 EC 機関訪問、講師派遣等) の実施
- ・ 海外よりの視察団等の受け入れ活動を行い、情報交換

②調査活動

平成 19 年度に引き続き、欧米、アジアにおける EC 推進状況の調査を行う。

(3)活動計画

①実施体制

ECOM 事務局 (主席研究員) が主体となり、必要に応じて、ECOM 会員のほか外部有識者の協力を求める。韓国電子取引協会 (KOEB) と共同で日韓 EC 推進協議会を運営する。

3-2. 情報交流・普及広報

(1)概 要

ECOM 会員間、会員と政府・関係機関間での意見交換、情報交換を活発に行うことにより、関連情報や課題の共有を行うとともに、政府への提言等、ECOM としての意見の発信を図る。また、EC のポータルサイトとして、これまでの電子商取引推進協議会の活動の資産も継承したホームページの運営の他、フォーラム、セミナーの開催、さらには機関 (広報) 誌 (News、Journal) の発行等を通じて、本会の活動内容、活動の成果や EC に関連する情報等を、会員間で共有するとともに広く発信する。

(2)活動内容

①ECOM 情報交流会

電子タグ・電子商取引推進や安全・安心 EC 環境整備に関し、会員間や政府機関等との忌憚のない意見交換を行うため、定期的な政府、関係機関との情報交流会を実施する。また、理事会員の提案により、有識者を招聘し、具体的な施策についてのディスカッションを中心とした情報交換の場を適宜提供する。

②ECOM セミナー

ECOM 事業を中心に、外部講師や主席研究員等の講演により、EC 全般に関わる最新動向、事例、各種調査、政策、標準化などの情報を広く提供するセミナーを隔月に開催する。

③ECOM 活動成果報告会

ECOM 活動の年間成果を、広く公表する報告会を開催する(平成 21 年 3 月頃開催予定)。

④ECOM ホームページ

What's New、Links (ECOM 旧組織、関連組織)、会員ページ (各種資料等)、一般・消費者への広報 (電子タグ、等) など、日本の EC や電子タグのポータルサイトとして、ECOM 活動状況、EC に係わる動向や一般向け解説等を広く、タイムリーに発信する。

⑤ECOM News

ECOM 理事会員を中心とした特別寄稿、WG 報告、講師派遣状況等を隔月定期発行するとともに、ECOM イベント・トピックス等に関しては随時発行する。

⑥ECOM Journal 2009

ECOM 活動の年間報告として、挨拶、寄稿、トピックスなどとともに ECOM WG 活動報告をまとめ、印刷物としても配布する。

⑦その他

ECOM 活動紹介パンフレットの作成、プレスリリースの発信、外部機関への投稿 (メール、月刊雑誌等) などを行う。

(3)活動計画

①実施体制

ECOM 事務局が主体となり、講演者、投稿者については、会員企業や有識者からの参画を求める。